

奈良県告示第四百七十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		縦覧場所
区域の名称	区域	区域の名称	区域	
黒滝村笠木 （〇〇五） 土石流警戒 区域	次の平面図 のとおり	黒滝村笠木 （〇〇五） 土石流特別 警戒区域	次の平面図 のとおり	
			次の平面図の とおりの 事項	
		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十三年政令第八十四号）第四十条に規定する衝撃に関する事項		
黒滝村笠木 （〇〇五） 土石流警戒 区域	次の平面図 のとおり	黒滝村笠木 （〇〇五） 土石流特別 警戒区域	次の平面図の とおりの 事項	奈良県吉野 土木事務所 及び黒滝村 役場総務課
黒滝村笠木 （〇〇五） 土石流警戒 区域	次の平面図 のとおり	黒滝村笠木 （〇〇五） 土石流特別 警戒区域	次の平面図の とおりの 事項	奈良県吉野 土木事務所 及び黒滝村 役場総務課

区域 黒滝村寺戸 (〇〇一) 土石流警戒	次の平面図 のとおり	黒滝村寺戸 (〇〇一) 土石流特別 警戒区域	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおり	奈良県吉野 土木事務所 及び黒滝村 役場総務課
区域 黒滝村赤滝 (〇〇二) 土石流警戒	次の平面図 のとおり	黒滝村赤滝 (〇〇二) 土石流特別 警戒区域	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおり	奈良県吉野 土木事務所 及び黒滝村 役場総務課
区域 黒滝村寺戸 (〇〇四) 土石流警戒	次の平面図 のとおり	黒滝村寺戸 (〇〇四) 土石流特別 警戒区域	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおり	奈良県吉野 土木事務所 及び黒滝村 役場総務課
区域 黒滝村寺戸 (〇〇三) 土石流警戒	次の平面図 のとおり	黒滝村寺戸 (〇〇三) 土石流特別 警戒区域	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおり	奈良県吉野 土木事務所 及び黒滝村 役場総務課
区域 黒滝村寺戸 (〇〇二) 土石流警戒	次の平面図 のとおり	黒滝村寺戸 (〇〇二) 土石流特別 警戒区域	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおり	奈良県吉野 土木事務所 及び黒滝村 役場総務課

黒滝村榎尾 (〇〇五) 土石流警戒 区域	次の平面図 のとおり	黒滝村榎尾 (〇〇五) 土石流特別 警戒区域	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおり	奈良県吉野 土木事務所 及び黒滝村 役場総務課
黒滝村桂原 (〇〇一) 土石流警戒 区域	次の平面図 のとおり	黒滝村桂原 (〇〇一) 土石流特別 警戒区域	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおり	奈良県吉野 土木事務所 及び黒滝村 役場総務課
黒滝村堂原 (〇〇一) 土石流警戒 区域	次の平面図 のとおり	黒滝村堂原 (〇〇一) 土石流特別 警戒区域	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおり	奈良県吉野 土木事務所 及び黒滝村 役場総務課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。